

今、義認が問われているのか？

小宮山愛爾

はじめに

なぜ今、義認なのか。本論文に限らず、筆者が執筆や講義の依頼を受けた際、まずそのテーマの吟味から始める。

近年の福音主義神学が取り扱う論文のテーマの多くが「パウロ研究を巡る新しい視点」（以下、NPP）の議論を受けてのものであることからも、NPPが近年の日本の福音主義的な教派において大きなトピックであることは明白であろう。その意味で、本論文においてもプロテスタントの伝統的なパウロの義認の理解はアウグスティヌスやルターが自らの文脈を読み込んだ理解であり、パウロ本来の神学理解と異なっているという立場を取る NPP の議論を前提とした、もしくは強く意識した内容が求められていることを想像するのは難しいことではない。

義認というテーマにおいてルター派の立場に求められる内容も当然意識しなければならないことであろう。しかし、現在学びの途中にある筆者がこのようなテーマでの執筆を受けるにあたって、大きな責任を感じずにはいられない¹。同時に、そのような立場にある筆者の執筆を決断した神戸ルーテル神学校の意図を考えた場合、比較的若い世代で現在学んでいるという立場から、NPP と義認に関する考察、提言を期待されていると理解する。特に、現在在籍中の米

¹ 筆者は 2017 年 9 月から米国インディアナ州フォートウェインにあるミズーリ派ルーテル教会の Concordia Theological Seminary Fort Wayne で S.T.M.（いわゆる Th.M.）の学びを始めた身である。

今、義認が問われているのか？

国ミズーリ派ルーテル教会の神学校において、昨年度「Post NPP」という集中講義を受講したことも執筆の理由の一因であろう²。

批判を恐れず正直に述べると、NPP やその問い合わせによって起こっている議論に対してルター派の間での議論が盛り上がっているという空気は感じない。本論文の執筆にあたっては、その意味での困難さを感じることは否定しない。

そこで、本論文はルター派の義認理解の解説についてではなく、ルター派内（と言っても世界のルター派を一括りにすることは不可能であるため、本論文で意図する「ルター派」とはリベラルではないより保守的なルター派と理解していただきたい）におけるルター派からの反応を紹介しつつ、義認が問われていると言われる文脈を考察し、今後の議論の材料の提供を試みる。

20世紀のルター派における義認の議論

ルターの「なぜならまことに、義認の条項が失われれば、同時にキリスト教の全教理が失われるからである」³との言葉が示すように、ルター派にとって義認は神学全体における要石と言って過言ではない。それは義認の教理はルター神学において単独で扱うことができないトピックであり、教義学的に言えば人間論や罪論といった他の諸項目、特にキリスト論と救済論と密接に絡みあっていているということを意味する。これは筆者が本論文でルター派の義認理解についての解説を避ける理由の一つであるが、その意味で『福音主義神学』第 46 号と第 48 号に掲載されている橋本昭夫による論文がそれぞれのテーマに沿いながらも、ルター派の義認理解を十分に説明している⁴。筆者の力量不足であることを認めるが、本論文においてルター派における義認の解説を試みるならば、

² 集中講義の講師はフィンランド人のルター派神学者 Timo Laato 氏であった。

³ マルティン・ルター『ルター著作集・第二集・第 11 卷 (ガラテヤ大講解・上)』(聖文舎、1985 年) 20 頁

⁴ 橋本昭夫「パウロ解釈の新視点についての一考察—ルター神学の立場から」『福音主義神学』第 46 号 (日本福音主義神学会、2015 年) 71-100 頁および橋本昭夫「宗教改革の信仰再訪—ルターの信仰論を中心に—」『福音主義神学』第 48 号 (日本福音主義神学会、2017 年) 45-69 頁

橋本論文の反復的な内容に終始するであろう。

さて、20 世紀はルター派にとって義認に関する大きな議論の決着を迎えた世紀であった。その議論の相手はローマ・カトリック教会である。1999 年 10 月 31 日にドイツのアウグスブルクでローマ・カトリック教会とルーテル世界連盟によって「義認の教理に関する共同宣言」⁵が調印された。20 世紀のエキュメニカルな対話が求められる時代において、義認についての聖書的な理解、解釈の相違が 16 世紀の西方教会における分裂および相互断罪の原因となつたことを認めつつ、その克服を目指し、ローマ・カトリック教会とルーテル教会の義認理解に共通する部分の範囲を確認する文書である。エキュメニカルな時代にあってローマ・カトリック教会とルーテル教会が数十年に渡って神学的な対話を重ねて一つの大宣言に至ったことは、両教会のみならず、その他多くのプロテスタント諸派においても積極的な評価を受けた出来事であろう⁶。しかし、世界にはルーテル世界連盟に所属していないルーテル教会も多くあり、特に保守的な立場に立つルーテル教会からはこの共同宣言を決して肯定的に評価しない立場も見られる。ルーテル世界連盟に加盟していないミズーリ派ルーテル教会は、運営する 2 つの神学校からのこの共同宣言に対する神学的な考察を同年声明として出版しているが、現在筆者が学んでいるコンコーディア神学校フォートウェイン校は声明の結論において「ローマ・カトリック教会もルーテル教会も術語の定義と意味においては決して譲っておらず、言葉の上での争いはもはやないであろうが、両者ともそれぞれの定義や意味を保持したままである」⁷という言葉で終えている。共同宣言は両者の義認理解がどこまで共通するかということの模索であると言えるが、ローマ・カトリック教会側もルーテル

⁵ ローマ・カトリック教会／ルーテル世界連盟『義認の教理に関する共同宣言』ルーテル／ローマ・カトリック共同委員会訳 (教文館、2004 年)

なお、筆者の所属する西日本福音ルーテル教会も、現在学んでいるコンコーディア神学校の運営母体であるミズーリ派ルーテル教会もルーテル世界連盟に加盟していない。

⁶ 『義認の教理に関する共同宣言』88-90 頁

⁷ *The Joint Declaration on the Doctrine of Justification in Confessional Lutheran Perspective* (St. Louis: The Lutheran Church Missouri Synod, 1999), p.32.

教会側も同じ「義認」という言葉を使ってはいるものの、その解釈、意味、適用については異なっていることに違いはない。どこまで共通しているかということの確認は、結局は違う部分の再確認になったとも言える。しかし、相違点を強調するのではなく共通項に注目し、対話や協力へと進んでいきたいという共同宣言成立の大きな推進力となったエキュメニカルな文脈は理解されなければならないし、実際にこの共同宣言の調印にまで至ったということは、ルーテル世界連盟に加盟していない保守的な立場にあっても安易に軽視していいことではない。

この「義認の教理に関する共同宣言」に関しても言えることだが、ある特定の神学的な議論を歴史的に評価する際に、その文脈を考慮に入れずに評価することはしないであろう。20世紀というエキュメニカルな世紀という文脈抜きではこの共同宣言は考えられないことである。米国での学びにおいて、ルターを引用、言及する時に意識するようにと教えられているのが、ルターがいつ書いたものであるかという点である。同じルターの言葉でもその言葉の文脈があり、可能な限り文脈を考慮してその言葉を受け取っていく必要がある。先に引用したルターの言葉は『ガラテヤ書大講解』からの引用であるが、これは1531年の講義を基に1535年に出版されたものであり、1516年から17年にかけて行われた講義を基に1519年に出版された『ガラテヤ書小講解』からのものではない。例えば、ウェスレーにてもカルヴァンにても彼らの置かれた文脈を軽視しての理解は好まれないだろう。アウグスティヌスにも同じことが言えるし、パウロにもまた同じことが言えるのである。

では、ルター派のNPPに対する反応はどうであるか。このことを考えるにあたって、まずはA. E. McGrathの言葉を参考にしよう。

パウロ研究における「新しい視点」の立場からルターに対して直接向けられる様々な批判の中で、二つのことがこの研究において重要である。それは彼らが義認の教義の位置と内容について語ることである。1. 義認はパウロの思考の中心とも、キリスト教の中心とも見なすことが出来ない。義認は「教会が立ちも倒れもする条項」であるというどのような提案も十分な聖書的根拠を欠いている。2. 信仰による義認の教義を説くに当たって

パウロが認識していた状況は、ペラギウス主義的な神の恩恵の要求を作り出した普遍的な人間の自己義認ではなく、とりわけ神の民の契約の範囲についてのユダヤ教的関心であった。もし、そうであるなら、アウグスティヌスからルターとそれ以降に至るパウロの義認に関する教義についての伝統的な解釈は見直される必要がある⁸。

このような批判を受けるルター派の反応を知る手がかりとして、ルター派がNPPをどう評価しているかの例を紹介する。

NPPをどう評価するか

『福音主義神学』第45号以降、NPPを取り上げた論文が続けて書かれていることからも、現在福音主義神学会や諸教会において大きなトピックであることは明白であろう。しかし、NPPの潮流の発端となったと言われるE. P. Sandersの*Paul and Palestinian Judaism*が出版された1977年からすでに40年以上が経っている。NPPそのものの説明やSandersが提唱する契約遵法主義(covenantal nomism)、NPPが主に議論として取り扱っている事柄については『福音主義神学』第45号の伊藤明生論文や第46号の岩上敬人論文において非常に優れた内容で書かれており、日本語で読める資料として大きな助けとなっている。

一方で、英語文献においてはNPPを鳥瞰的に取り扱う文献もすでに出版されている。NPPの代表的な神学者達はSandersとJ. D. G. Dunn、そしてN. T. Wrightが挙げられることが多いが、S. WesterholmがSanders以降の四半世紀の間のパウロ研究の神学者達をNPPに対する態度を切り口としてカテゴライズし、その多様性について解説を試みているように⁹、Sanders以降の欧米におけるパウロ研究においてはNPPの立場に対しての肯定的、否定的な態度に関わらず、NPPを抜きにして議論することが出来ない状況になっていた。言い換

⁸ Alister E. McGrath, *Iustitia Dei: A History of the Christian Doctrine of Justification*. 3rd edition. (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), pp.419-420.

⁹ Stephen Westerholm, “The ‘New Perspective’ at Twenty-Five” in *Justification and Variegated Nomism, Volume 2: The Paradoxes of Paul*, edited by D. A. Carson, Peter T. O'Brien, and Mark A. Seifrid (Tübingen: Mohr Siebeck, 2004), pp.1-38.

えると NPP から Post NPP へと移っていく文脈の中に置かれているという理解である。

昨年、コンコーディア神学校フォートウェイン校で「Post NPP」という集中講義を受講した際に、講師の T. Laato は「Post NPP の授業を始めるにあたって Pre NPP を理解する必要がある」とその講義を始めた。伊藤明生も「サンダースほど直系ではないかもしれないが、ダンのパウロ理解は、系譜的にはアルバート・シュヴァイツァー、クリスター・シュテンダール以来のパウロ解釈の伝統という大きな流れに属している」¹⁰ と指摘している通り、Sanders や Dunn も当時の文脈の中に置かれていた。NPP を鳥瞰的に取り扱っている文献を開くと確かに A. Schweizer の名前が挙がることは多い¹¹。Schweizer は『使徒パウロの神秘主義』の中で「したがって、信仰による義の教えは、『キリストにある』神秘主義の贖罪論の主要噴火口のなかにできる付随的噴火口である」¹² と述べている。この言葉は NPP の立場を取る神学者が言ったとして不思議ではない言葉である。

Schweizer が活躍を始めた 19 世紀の後半から 20 世紀にかけての新約聖書学の流れについて、Laato は Sanders の *Paul and Palestinian Judaism*への応答を念頭に書いた著書の中でパウロとユダヤ教の関係について非常に興味深い考察をしている¹³。それは 19 世紀末から 20 世紀にかけての F. Weber という神学者の影響についてである。Laato が意図する Pre NPP とはこの時代の新約聖書学の一つの流れを指している。というのも Sanders 自身が *Paul and Palestinian Judaism*

¹⁰ 伊藤明生「『パウロ研究』を巡る新しい視点」を巡って『福音主義神学』第 45 号(日本福音主義神学会、2014 年) 57 頁

¹¹ Colin G. Kruse, *Paul, the Law and Justification* (Leicester: APOLLOS, 1996)、Guy Prentiss Waters, *Justification and the New Perspectives on Paul: A Review and Response* (Phillipsburg: P&R Publishing Company, 2004)、Stephen Westerholm, *Perspectives Old and New Paul: the "Lutheran" Paul and His Critics* (Grand Rapids: Eerdmans Publishing, 2004) 参照。

¹² 『シュヴァイツァー著作集 第十一巻』(白水社、1958 年) 47 頁

¹³ Timo Laato, *Paul and Judaism: An Anthropological Approach* (Atlanta: Scholars Press, 1995), pp.5-25.

ismにおいて Weber を強く批判しているのである。

Laato は Sanders やそれぞれの学者を参考にしながら、以下のように Weber の立場について説明している。19 世紀までのキリスト教神学者の間では一般的にユダヤ教とキリスト教の類似性を強調する傾向があったが、ヘーゲル哲学の影響から、19 世紀の終わりにかけてキリスト教神学者達の中でユダヤ教をキリスト教のアンチテーゼとして理解する傾向が強くなっていた。その中で Weber は結果的にユダヤ教をキリスト教のアンチテーゼとして描いた最初の神学者であった¹⁴。Weber は以下のようなラビ的な救済論の非常に陰鬱な姿を思い出させた。人間の墮落によって人間と創造者との間に隔たりが生じてしまい、このため墮落した人間は救いの手段として悔悛と従順を通して創造者へと立ち返らなければならなかった。シナイでの契約によってアダムの墮落に伴う結果を取り消され、イスラエルの民は人間の失われた栄光の回復を受け取ることになったが、金の子牛の礼拝はイスラエルの罪への墮落のしとなつた。その結果、先祖達の神への反乱によって失われた地位を律法に対する従順と罪の償いを通して取り戻すことがすべてのユダヤ人の義務となつたのである。これに加えて、義を得るための、善い行い、つまり施しと慈善のわざという他の手段があり、先祖達の功績は子孫の不足分を補うものでもある。ユダヤ人達は彼ら自身の行いに基づいて、律法に適った行いと適っていない行いの優勢に従って裁かれるが、この世においては誰一人として命令が十分に満たされているかどうかは知りえないので、全てのユダヤ人は恐れ、震えながら生きていかなければならない。実に多くの悔悛の手段が罪をぬぐい去り、罪人を契約へと回復するため、結果的にそれらは罪人に確かな、最終的な救いを保証することはないのである。Weber の描いたこのようなユダヤ教の救済の枠組みは、アダムの墮落とイスラエルの墮落の部分は別として、多くの新約学者達に受け入れられていった。この Weber からの系譜 (The Weberian Position) は W. Bousset や H. Gressmann を経て R. Bultmann へと続いている。

一方で、Weber のこのようなユダヤ教の理解に対して否と答える人も出てくる

¹⁴ Weber の著書 *System der altsynagogalen Theologie aus Targum, Midrasch und Talmud* が出版されたのは 1880 年である。

る。それはまずはユダヤ教の学者 S. Schechter であった。Schechter は Weber の立場に対する反感を隠すことはせず、Weber の理解はラビの教義の根本的に間違った解釈であり、ラビの神学を逆さまにしてしまっていると反論した。つまり Weber はまず実質原理（律法主義）から始め、その上で遵法主義の形式原理（成文および口伝伝承）を印象付けた。そのかなり後に神の教義に触れているが、そのような進め方によって神がトーラーと何も関係のないような、イスラエルから目を背けてしまったような、自身が律法の微かな影にさえなってしまったかのような印象を Weber は与えてしまっていると言う。Schechter はそれとは全く異なるラビの教義の姿を描き出した。ラビ達は神が世界から遠く離れているとは考えておらず、自身の創造について関心を持ち続けている。そして神とイスラエルの間の関係はとりわけ親密で近いものであり、彼らは実際に契約の中にいる。大多数のラビ達はイスラエルの選びの中に優れた功績を通して得られる報いではなく、神の恵みと愛の宣言を見出しているのである。ユダヤ人達は神からの報いを期待しながら律法を遵守しているのではない。善い行いは純粋な動機を伴って実行されなければならない。明らかに神は善に報いられ、悪を罰せられるのである。ユダヤ人は律法を困難な重荷として経験するようなことはなく、命令を遵守する恩恵を喜んでいるのである。律法の遵守は神と神の民の間の相互の愛の結びつきを強めるものである。救いは満たした命令の量によるものではなく、一つの命令さえも完全に順守する者は救われる所以ある。祖先達の功績という教義はラビの教義の中では重要な役割を享受しているが、ラビ的な救済論にとっては取るに足らない意義でしかない。罪の償いの手段は神の恩恵を取り次ぎ、罪悪感を取り除く。悔悛の伴わない償いの手段は明らかに有効ではない。Schechter は何より Weberian によるラビの教義の歪曲を正したかったのである。Weberian に対する立場として anti-Weberian と呼ぶことができる Schechter のような立場には、同じユダヤ教学者の C. G. Montefiore や H. J. Schoeps が挙げられるが、キリスト教の学者で Weberian の立場に最初に抗議を示したのは G. F. Moore であった。Moore は Weber と Bousset に対して反論した。当時の歴史的状況を理解していないまま黙示的ユダヤ教という言葉を使って議論を進めた Bousset を批判しつつ、黙示文学を基礎としながら Bousset とは異なる結論を導き出した。Moore が描いたラビの教義は以下

の通りである。ラビ達はアクセス可能で身近な神を信じていた。神はイスラエルとの契約を結んでくださって、常にイスラエルに目を留めていてくださると誓ってくださった。契約は神の主導において起こったものであり、人間の功績に基づいたものではない。神がイスラエルを選ばれたので、悔い改めない者達を除いた全てのイスラエル人は将来の王国に参加するのである。善い行いはもちろん不要になることはない。神は従順な民を求めておられる。これが神の民がトーラーを遵守しようと望む理由である。ラビ達は表面的な律法の達成だけでは満足はせず、律法が最高の動機のために達成されることを求めた。実践はだれもが少なくとも時々誤りを犯すことを露わにするが、救いを得るために絶対的な完全をもって全ての命令を満たす必要はなく、むしろ悔悛と罪の償いを通して思いもかけぬ罪を償うことが必要である。神は確かに悔い改める者を慈しんでくださる。神のイスラエル人に対する恩恵は先祖達の功績を通して、個人よりも共同体のためになるように生じるものである。Laato は anti-Weberian の系譜において確かなこととして、Weberian の立場が考えているユダヤ教を代表するラビの教義は間違っているという点で同意していると上げつつ、Schechter、Montefiore、Schoeps、Moore らはなぜパウロがユダヤ教の救済論から断絶しているのかという点については一致していないことを指摘している¹⁵。そして歴史の流れの中で、anti-Weberian 的な理解は新約聖書学に大きな影響を与えることを達成できず、新約聖書学は概して Weberian 的な理解へと傾いて行ったと言う。

この中で Sanders の登場がターニングポイントとなったのである。大きな流れで 20 世紀を捉えるならば、西洋は第二次世界大戦を経験し、キリスト教とユダヤ教の関係、キリスト教側におけるユダヤ教の理解について揺れ動いた時代であり、この時代に Sanders や Dunn らが登場したわけだが、20 世紀後半に第二神殿期ユダヤ文献へのアクセスが容易になったこともあり、Sanders のエポックメイキングな著作によって NPP と称されるような新しい時代の流れを生み出したと言えると同時に、時代が Sanders ら NPP の神学者達を生み出した

¹⁵ Laato は anti-Weberian の立場をとる学者の多くがアングロサクソン系であることも言及している。

今、義認が問われているのか？

という可能性も NPP と向き合う際には考慮される必要があるのではないだろうか。

1977 年の Sanders の *Paul and Palestinian Judaism* 出版以降、新約聖書学、とりわけパウロ研究の神学者達は NPP の影響を受けないわけにはいかない状況に置かれたわけであるが、Westerholm のカテゴライズは NPP にどのような形であれ対峙していく我々にとって示唆に富んでいる¹⁶。Westerholm は Sanders 以降の四半世紀の間の神学者達を分類するが、パウロが自身の先祖伝来の信仰に誤りを見出していたかどうかについて同意していないとしても、パウロの時代のユダヤ教は律法主義ではなかったこととパウロ自身がそのように捉えていなかつたことの両方に同意するグループと、パウロはまさに同時代のユダヤ人を（少なくとも幾分か）批判していた、もしくは人間の努力への誤った信頼という点でユダヤ教の不十分な点を見出していたと主張するグループという大きな分け方をする。

前者は NPP の立場に立つグループであるが、その中で、Sanders の著作の「パウロのユダヤ教の拒絶は彼自身の元々の信仰に対する実質的な批判によって引き起こされたものではないし、拒絶が批判を引き起こしたのでもない」という要点に対していくつかの反応が見られる。ある学者達は、Sanders の理解をさらに推し進め、パウロはユダヤ教を全く否定していないという立場をとった。パウロの批判はパウロにとっての最重要事項ではないという点で Sanders に同意する者もいた。また Sanders が民族中心主義に対してのユダヤ教の批判をパウロの中に見出していたという要素を深く考える者もいた¹⁷。最初の立場は、パウロは当時のユダヤ教になんら欠点を見出しておりパウロとユダヤ教の間には連続性が見出せるというある意味で分かり易い立場をとった。残りの二者の立場は説明するには非常に複雑で、Westerholm の分類上では Sanders 以降の NPP の系譜に分類されているものの、各学者によってパウロとユダヤ教の関係の理解が異なっている。実は NPP と言われる立場の学者の間には神学的な展開にかなりの幅があることがわかるであろう。一方で、後者の立場は言うな

¹⁶ Stephen Westerholm, "The 'New Perspective' at Twenty-Five." pp.1-38.

¹⁷ Ibid., p.3.

らば anti-NPP と称してもよいグループであろう。パウロとユダヤ教の間に連續性はなく、むしろパウロはユダヤ教から明確に断絶しているという立場である。

以上のようなパウロが自身の先祖伝来の信仰であるユダヤ教とどのような関係であるかという観点から Westerholm の分類は最終的に 4 つのグループに分けられる。NPP 側においては、「パウロはユダヤ教を拒絶していない」というパウロとユダヤ教の間に強い連續性があると考えるグループ。そして「パウロはユダヤ教を拒絶している」（がそのユダヤ教とは従来の伝統的なプロテスタントが想定している律法主義という意味ではない）がパウロの思考の中には（ある程度の）連續性が見出せるというグループ。さらに「パウロとユダヤ教の間には断絶が見られるが、それは義の行いに関する理解が理由ではなく別の理由からである」とするパウロとユダヤ教の間に非連續性を見出すグループである。一方で anti-NPP 側は「パウロはユダヤ教と義の行いに関する理解が理由で断絶している」とするパウロとユダヤ教の間に明確な断絶を見出すグループである。Westerholm は結論において次のように述べている¹⁸。

「新視点」に関してはコンセンサスがほとんどないということが十分明らかである。しかし、おそらく全員が、パウロの時代のユダヤ教をパウロの書簡以外の資料からユダヤ教自身の術語で描く必要があることを Sanders が正確に気づかせてくれたということには同意するであろう。そして、Sanders の読者はユダヤ教の救済論において神の恩恵が根本的な役割を果たしていることを見逃すことは出来ない。しかし、このことはペラギウス主義と 16 世紀の教会の救済論においてもまた言えることであるので、アウグスティヌスとルターがパウロの書簡から導き出した神の恩恵への全面的な信頼に関する主張は実際に使徒的な主題であるかどうかという問いは残ったままである¹⁹。

¹⁸ Westerholm は自身を分類には入れてはいないが彼の立場は anti-NPP 側である。

¹⁹ Ibid., p.37.

20世紀の最後の四半世紀の新約聖書学の状況は pre-NPP の時代と逆転が起こっていると言える。Weberian と anti-Weberian の関係は anti-NPP と NPP の関係に変わったのである。では一体何が変わったのか。それは、パウロが対峙していたユダヤ教の理解、つまりパウロの文脈の理解である。

ルター派からの反応

ここでルター派からの NPP に対する反応の一例を紹介する。C. A. Gieschen は NPP への反論として以下の六点を挙げている²⁰。非常に的確にまとめられており、ルター派からの反応はこれらのいずれかに当たることが多い。

第一に、NPP はパウロにおける「律法」特に「律法の行い」の言及を、普遍的な道徳律法を反映するより広い意味でのモーセ律法ではなくユダヤ教のアイデンティティ・マーカーへと狭くする傾向がある。第二に、NPP は 1 世紀のユダヤ教内、少なくともいくつかのユダヤ教のグループ内において、律法の行いが契約における義と言う状態を保つ重要な役割を果たしていたという証拠を軽く扱っている。第三に、第二の事と密接に関連するが、NPP は 1 世紀のユダヤ教と 1 世紀のキリスト教の人間論の大きな差異に十分な注意を払っていないということ。前者は人の遵守する能力 (ability to obey) の評価においてしばしば楽観的であり、後者は極端に悲観的である。第四に、NPP の多くの支持者は「完全な遵守」の要求や、あるユダヤ人がそのような遵守が可能であると信じていたという証拠を軽く扱う傾向がある。第五に、NPP はガラテヤ書とローマ書において表現されているようなパウロの律法と人間論の理解は、単なるユダヤ教の教えの延長でも主に異邦人宣教の必要から発展させたものではなく、十字架につけられたナザレのイエスが YHWH であるというパウロのキリスト顕現体験から来る理解であるということを見落としている。パウロのキリストの光に照らされたラディカルな旧約聖書の読み方とユダヤ教への批判は近年の研究においてしばしば軽く扱われてしまっている。第六に、義認は神秘

主義的なキリストへの参与ほどパウロの救済論の中心的事柄ではないという理解を NPP は支持している。パウロ書簡における救済論のこれらの二つの側面は、近代の研究において相互依存的で相補的な関係として認識されるというよりもしばしば互いに競わせられている。

Gieschen の反論に見られるように、NPP からルター派に向けられる義認の理解に関する批判に対して、ルター派は聖書学のみにおいてではなく、パウロの文脈を大切にしつつ神学全体からの反応をする傾向があると言える。牧師は、自分が置かれている文脈で、教会の歴史の流れの中で、聖書を部分で読み、全体で読み、説教の言葉をつむぎ出すのである。その意味でルター派に対する NPP の立場からの批判は、聖書学と組織神学の緊張関係を再考する良い契機を提供してくれていると言うことは出来るであろう。

福音主義神学の立場を考えると、NPP がパウロの議論云々以前に、第二神殿期ユダヤ教にスポットを当てたことは大きな意味がある。前述のルター派の反応の第四の点、パウロ時代のユダヤ教の人間論についての説明において Gieschen はソロモンの詩篇、第二バルク書、フィロン、ヨセフスを参照している²¹。NPP はその方法論のように、いわゆる正典外の文書が福音主義神学の研究、議論において有用であることを推進してくれているのである。

また、Post NPP の時代に突入している今日においては、NPP に対してどのような立場を取るかということを越えて、N. T. Wright 対する反応へと議論の中心が移っている印象である。NPP 時代の神学者達は彼らの文脈においてブルトマンと対峙することが避けられなかったことと同じように、今日の新約聖書学においては、その影響が聖書学にとどまらない Wright と対峙しないわけにはいかないだろう。その意味では、NPP が発端となったパウロの義認理解の（過去の）議論がテーブルの前に置かれているというより、現在進行形で行われている Wright の（義認を含む）神学理解に対する反応、議論がテーブルの上に置かれているのが、今日の日本の福音主義神学の状況と理解することが出来る。日本ではようやく福音主義諸派の牧師達にも NPP の議論が広まっている印象であるがすでに次のステージに入っていると言うこと、また Wright

²⁰ Charles A. Gieschen, “Paul and the Law: Was Luther Right?” in *The Law in Holy Scripture*, edited by Charles A. Gieschen (St. Louis: Concordia Publishing House, 2004), pp.121-122.

²¹ Ibid., p.134.

今、義認が問われているのか？

を取り扱う際にNPPの議論の中でWrightを取り扱うことをWright本人が好ましく思っていない面があることを確認しておきたい²²。NPPのレッテルを貼つてWrightを評価することは避けるべきであるし、もしそのような評価をするならばWrightの肯定的な評価が軽んじられかねないと危惧するところである。

今、義認が問われているのか？

与えられたテーマに対して、建設的ではない応答になってしまったことはNPPを支持する方にとっては消化不良の印象を与えるかもしれないと思いつつも、NPPから発して義認の議論を試みているNPPの立場の文脈に対する筆者の理解を率直に述べることが必要だと感じたのも事実である。

20世紀のローマ・カトリック教会とルーテル教会の義認に関する議論の件で触れたが、神学的術語の定義や用法の微妙なズレというものが教派間や前提の異なる立場間での議論においては避けられない。そうであるにしても、パウロを理解する前提となる文脈を、第二神殿期ユダヤ教文献をベースとして把握したという立場との議論には共通言語は不足している感が否めない。NPPの「新視点」とはパウロに関する「新視点」である以前に、ユダヤ教に対する「新視点」と言え、この「新視点」を理解するためにはパウロ研究にも増して第二神殿期ユダヤ教文献の研究に励む必要性を感じさせられる。

また、19世紀末から20世紀にかけての新約聖書学の潮流と第二次世界大戦という歴史上の出来事に鑑みた時に、NPPの成立、発展において、伝統的なパウロの義認理解に対する議論が純粋に聖書の釈義からのみ導き出されたものであると言い切れるのかと言う疑問は払拭されない。ドイツで起こった悲惨な出来事はドイツにルーツを持つルーテル教会に身を置く者全てが真摯に向き合っていかなければならないことであると同時に、歴史の中を歩み続けているキリスト教会の歴史の見方が問われている。

さらに、新約聖書学におけるブルトマンという存在と彼がWeberianの立場の流れに位置づけられる神学者であったことを見逃してはならない。新約聖書

学に身を置く者はBultmannを越えていかなければならない時代とNPPの議論が盛んになっていく時期が重なっていると見ることが出来る。

NPPはパウロの文脈の理解についての再発見から始まった議論と説明できるとして、そのNPPにも文脈があり、また私達それぞれにも文脈があることを思わされる。現在を生きる私達だけが自身の文脈から自由になって釈義することが出来るということはない。私達が聖書のテキストを釈義する場合に、釈義者の文脈は考慮されないのであれば、多くの先達者達の釈義と同列に扱うことは許されない。現在を生きる釈義者のみ自身の文脈抜きの釈義が出来ると言うのであれば、それはポストモダンの真っただ中にある私達の、過去の先達者達に対しての傲慢的な態度ではないだろうか。ルターやカルヴァンやウェスレー、アウグスティヌス、そしてパウロの文脈を考慮するのと同じように、私達自身の文脈も吟味されて然るべきであろう。

日本の福音主義の流れに於いては、NPPからPost NPPへと移っていく現在、NPPを評価するのであれば、単に聖書テキストからの釈義の結果のみで義認の議論を展開しその理解の是非を論じるのではなく、組織神学、歴史神学等の神学全体からの多角的な考察を重ね、正典以外の諸文書まで含めた様々な要素を考慮する必要があるだろう。

(西日本福音ルーテル教会 牧師)

²² N. T. Wright, "New Perspective on Paul" in *Justification in Perspective* edited by Bruce L. McCormack (Grand Rapids: Baker Academic, 2006), pp.243–248.